

事業の流れ

協議申請書提出（道路管理課窓口）

- 提出に必要なもの
狭あい道路拡幅整備協議申請書(第1号様式)、
後退用地等無償貸与申出書(第3号様式)の他、
案内図、公図及び登記事項証明書(写し可)、配
置図(各2部)

狭あい協議の事前相談

- 狭あい協議の必要の有無、過去の協議結果等
についてお調べの場合は、初めに建築指導
課へご相談ください。

道路後退線の調査・中心線の打設

- 市で後退線の調査を行います。

通知書の交付

- 通知書完成後、代理人宛に連絡をします。
- 通知書の受領には、受領印(代理人若しくは
建築主等の認印で可)が必要です。
- 代理人が受領した場合は、協議内容を把握
の上、必ず申請者に通知書をお渡ししてくだ
さい。
- 市整備の場合、外構工事が始まる二ヶ月前

建築確認申請

建築工事

建築完了検査

- 中心線から後退線までの
間に、塀や止水栓などの
支障物が無い事を確認
します。

後退用地の整備工事

- 市施工によるI型・II型整備の場合は、後退
用地の支障物件(樹木等含む)を撤去・移設
してください。
- 建築主等施工による仮整備の場合は、建築本
体工事完了後すみやかに施工し、市へ連絡を
してください。

固定資産税・都市計画税の非課税手続き

- 非課税は、毎年12月末までに整備が完了した
ものについて、次年度より実施します。

整備に関する問い合わせ先

武蔵野市都市整備部道路課
TEL 0422-60-1855(9 イヤイ)

事前相談の問い合わせ先

武蔵野市都市整備部建築指導課
TEL 0422-60-1876(9 イヤイ)

安全で快適な 住みよいまちづくり

まちはみちから

武蔵野市狭あい道路拡幅整備事業

(後退表示板)

令和8年4月
武蔵野市

はじめに

私たちの身近にある道路、とくに生活道路は単に通行だけでなく、日照・通風・採光・居住空間の確保など生活環境を守り、災害時の避難通路、緊急車の乗り入れ、消防活動の場など、重要な役割を担っています。

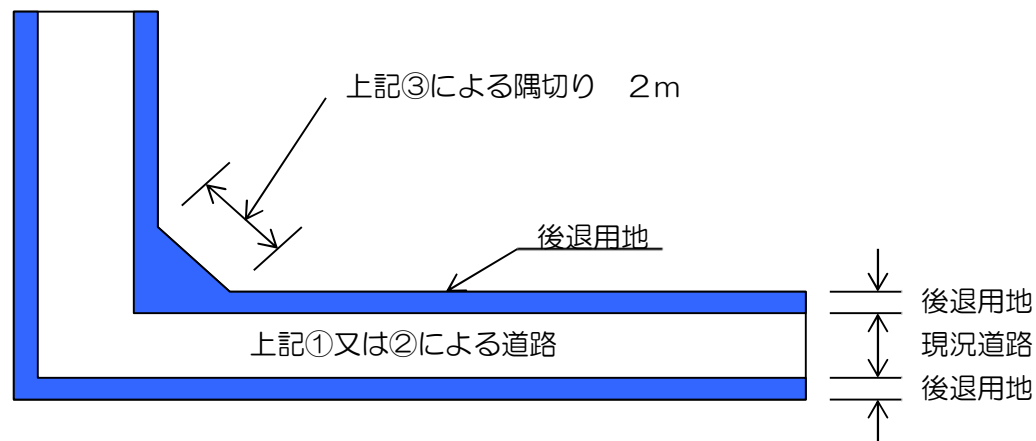
しかし、武蔵野市には幅員が4mに満たない、いわゆる“狭あい道路”が数多く存在し、良好な住環境を形成していく上で大きな課題となっています。

そこで、市ではこの狭あい道路の解消を図るため、平成8年度より『狭あい道路拡幅整備事業』を行っています。

安全で快適な住み良いまちづくりを推進するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

事業の対象は？

- ① 建築基準法第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路。
- ② 建築基準法第42条第1項第5号の規定により特定行政庁からその位置の指定を受けた道路。
- ③ 東京都建築安全条例第2条の規定による隅切り部分。



協議の時期は？

『狭あい道路に接する土地に建築物等の建築又は構築を行うとき』又は、『建築物等の建築又は構築を伴わない場合で、道路後退部分の整備をしたいとき』は事前に市と協議をしていただきます。

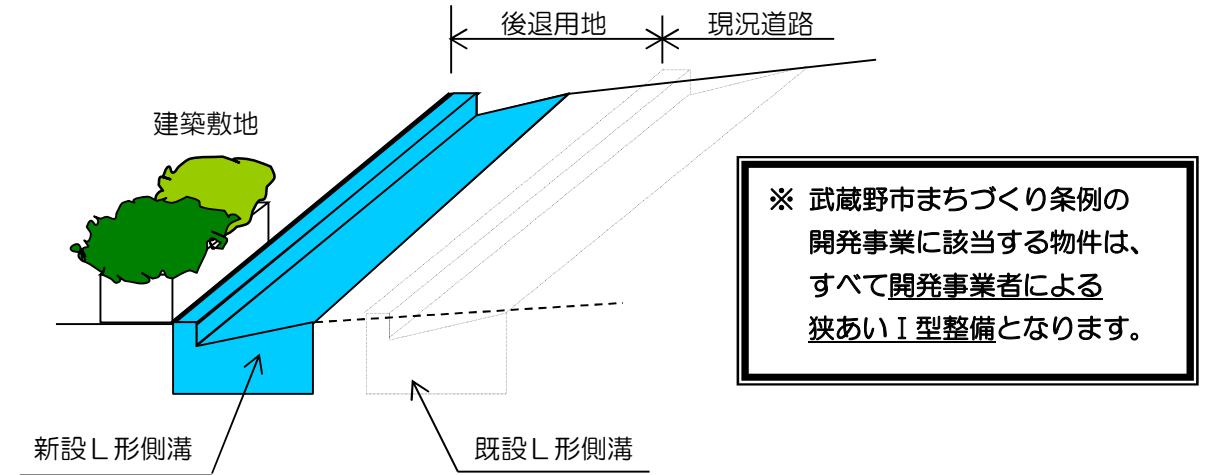
注意！
 売買や土地の分割を目的に、後退線の位置を確認するための協議はできません。
 (売買が予定されている場合は売買契約締結後に協議を行ってください。)

協議の内容は？

- ① 道路後退線の位置について市が調査を行い、中心線を設置します。
 ただし、第42条第1項第5号の場合は、暫定線となります。
- ② 後退用地の取り扱いについて
 市に無償貸与または寄附していただき、整備後は道路として市が維持管理をおこないます。

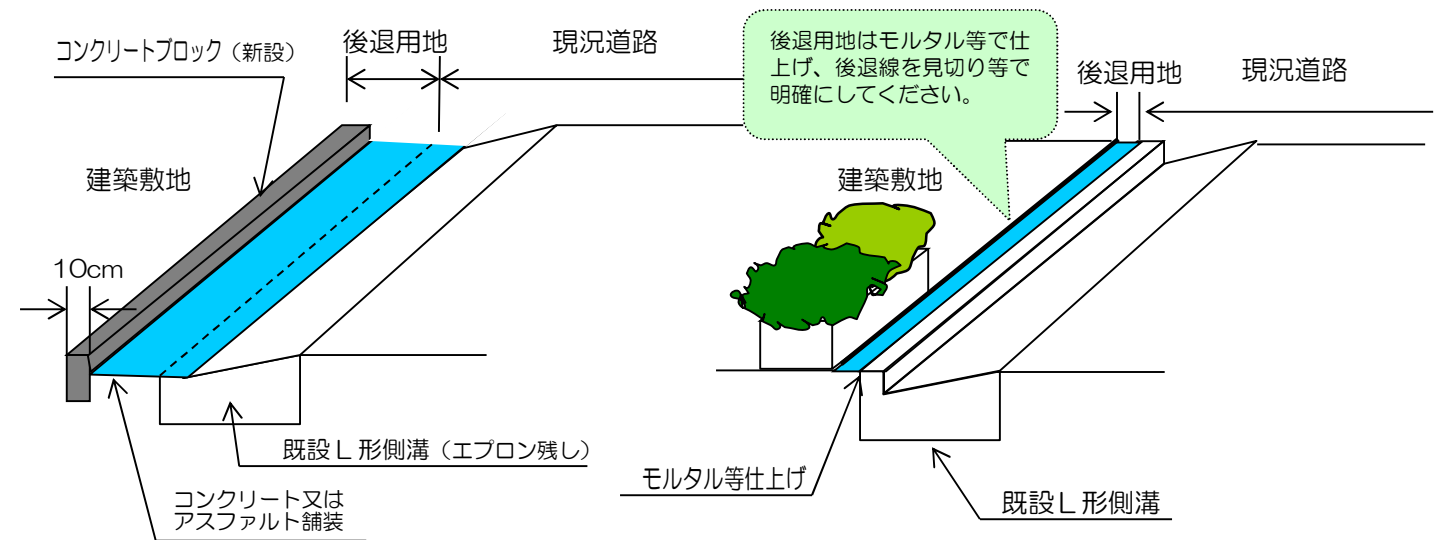
- ③ 後退用地の整備方法について
 市が整備を行うことを原則としますが、後退用地が微小の場合（現況からの後退幅が10cm未満）は、建築主等によるモルタル等仕上げで施工をお願いしています。
 なお、狭あいⅡ型整備、モルタル等仕上げの場合は、市が当該道路の路線改修工事に合わせて狭あいⅠ型整備（L形側溝の後退）をおこないます。

市施工狭あいⅠ型整備の方法 (後退幅 50 cm以上・後退幅にかかわらず路線改修工事を伴うもの)



市施工狭あいⅡ型整備の方法 (後退幅 10cm以上 50 cm未満)

建築主等施工モルタル等仕上げの方法 (後退幅 10cm未満)



注意！
 後退用地内にインターロッキングブロックや植栽等の整備を行わないでください。
 また、室外機、フラワーポット等を置かないでください。

- ④ 後退用地の非課税扱いについて
 後退用地を市に無償で貸与する場合、申請者の希望により、後退用地の非課税手続きを市が行います。